

◇ NPO法人希楽々 定款抜粋 ◇

第1条 (名称)

この法人は、NPO法人希楽々という。

第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を新潟県村上市に置く。

第3条 (目的)

この法人は「いつでも・だれでも・いつまでも」気軽楽しめるスポーツ活動及び文化活動の振興、地域住民の健全な心身の育成、他団体との協働を図り、誰もが参画できる健康で楽しく元気なまちづくりに寄与することを目的とする。

第4条 (特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 学術、文化、芸術、スポーツの振興を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (5) 社会教育の推進を図る活動

第5条 (事業)

この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利に係る事業
 - ① スポーツの普及に関する事業
 - ② 地域住民の健康の保持増進に関する事業
 - ③ スポーツ・文化を通じた青少年の育成に関する事業
 - ④ 各種スポーツ教室・大会、スポーツ及び文化イベント、研修会及び講演会等の開催
 - ⑤ 指導者の養成、確保及び資質向上に関する事業
 - ⑥ 地域コミュニティの活性化に関する事業
 - ⑦ 体育施設の利用運営・管理に関する事業
 - ⑧ その他、この法人の目的達成のために必要な事業

第6条 (種別)

この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員・・・この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動を推進する個人・団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 一般会員・・・この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動に参加する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの
- (3) 賛助会員・・・この法人の目的に賛同し、この法人の活動を賛助・支援する個人・法人・団体で、総会における議決権を有しないもの

第7条 (入会)

会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 正会員は、この法人の目的に賛同し、活動及び事業に協力できる者であること
- (2) 一般会員は、この法人の目的に賛同し、法人が定める諸規定を遵守することを約した者であること
- 2 正会員、一般会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
- 3 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨通知しなければならない。

第8条 (入会及び会費)

会員は総会において別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。

第9条 (会員の資格の喪失)

会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会の申出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき
- (4) 除名されたとき

第10条 (退会)

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

第11条 (除名)

会員が、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第12条 (拠出金の不返還)

すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返納しない。

第49条 (事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

◇ 総合型スポーツクラブ保険（災害補償制度費用保険）について ◇

クラブ管理下中及び自宅との往途上、会員が傷害にあったり、脳卒中等で倒れた場合等に会員に見舞金を支払います。

- | | | | |
|-------------------|------------------|----------------------|--------------|
| ・災害死亡補償（傷害） 500万円 | ・災害死亡補償（疾病） 50万円 | ・入院日額 5,000円 | ・通院日額 3,000円 |
| ・後遺症補償（傷害）最高500万円 | ・後遺症補償（疾病）最高50万円 | ・手術補償 入院の10倍・20倍・40倍 | |